

実印

← 複数名の場合全員分

生産緑地買取申出書

令和5年10月1日

立川市長 殿

申出をする者 住所

氏名

電話

土地所有者、又は相続権者全員の連名で申請する。書ききれない場合別紙に記入し、割印を押す

実印

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記のとおり、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1 買取り申出の理由

生産緑地指定から30年の経過
主たる従事者〇〇の死亡、主たる従事者〇〇の故障

地積測量図（実測図）の面積で小数点第2位まで記入する。面積が不明な場合は、登記簿地積で記入する。

土地登記簿謄本上の地目

2 生産緑地に関する事項

土地の所在及び地番		地目	地積
立川市 〇〇 町 〇丁目 〇番 〇		畑	00.00 m ²
立川市 〇〇 町 〇丁目 〇番 〇 の一部		畑	000.00 m ²
分筆前に買取申出申請する場合、一部である旨を記載する。			
当該生産緑地に存する所有権以外の権利			
種類	内容	当該権利を有する者の住所・氏名	
抵当権、差押等 登記簿に記載されている権利を記入する。 ある場合は、権利を消滅させる旨の誓約書が必要。（一月以内に消滅させる）			

3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物、その他の工作物に関する事項

土地の所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積
立川市 町 丁目 番			m ²
農機具小屋等の建築物や工作物がある場合、表内に記入する。			
当該工作物所有者の住所・氏名	当該工作物に存する所有権以外の権利		
	種類	内容	当該権利を有する者の住所・氏名

(2) 買取り希望価額

公示価額等を参考に希望価格を記入

円/m² ×

2の合計地積

m² =

合計金額

円

(3) その他参考となるべき事項

4 提出書類（必要に応じて選択する）

申請書、「農業の主たる従事者」の証明書、印鑑証明書、土地登記簿謄本（6ヶ月以内のもの）、印鑑証明書（申請者）、実測図（土地家屋調査士、測量士等作成・押印されたもの）又は地積測量図、公図写（申請地を赤枠で囲む）、委任状（実印のあるもの）、故障認定通知書の写し、遺産分割協議書写、戸籍謄本、除籍謄本

備 考

1 「買取り申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同規則第5条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。

2 「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をカッコ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。

3 「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。

4 「地積」の欄には、実測図により算出された数値又は地積測量図の数値を記載すること。

5 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。

6 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。